

佐方市民センター



市民センターの指定管理者を生かした まちづくりチャレンジへの挑戦

令和4年1月29日

名 称 佐方アイラブ自治会
会 長 新田 茂美
主たる所在地 廿日市市佐方1-4-28



佐方アイラブ自治会の組織理念と佐方市民センターの地域運営(指定管理者制度)状況について

平成18年4月に設立した佐方アイラブ自治会(以下「自治会」という。)は、その設立趣旨として、大きく二つの組織理念を掲げている。

- 佐方地区の各種団体を可能な限り統一して、地域をまとめていける中核団体としての機能をもつ組織になること。
- 「地域でできることは地域で」に対応できる機能をもつ組織になること。

指定管理申請回数	時期
第1期目	平成24年4月～
第2期目	平成27年4月～
第3期目	平成30年4月～
第4期目	令和3年4月～



市民センターの指定管理を受託した経緯

- ・ 設立当時から佐方公民館の移転・新築計画があり佐方公民館の地域での運営には強い関心を持っていた。

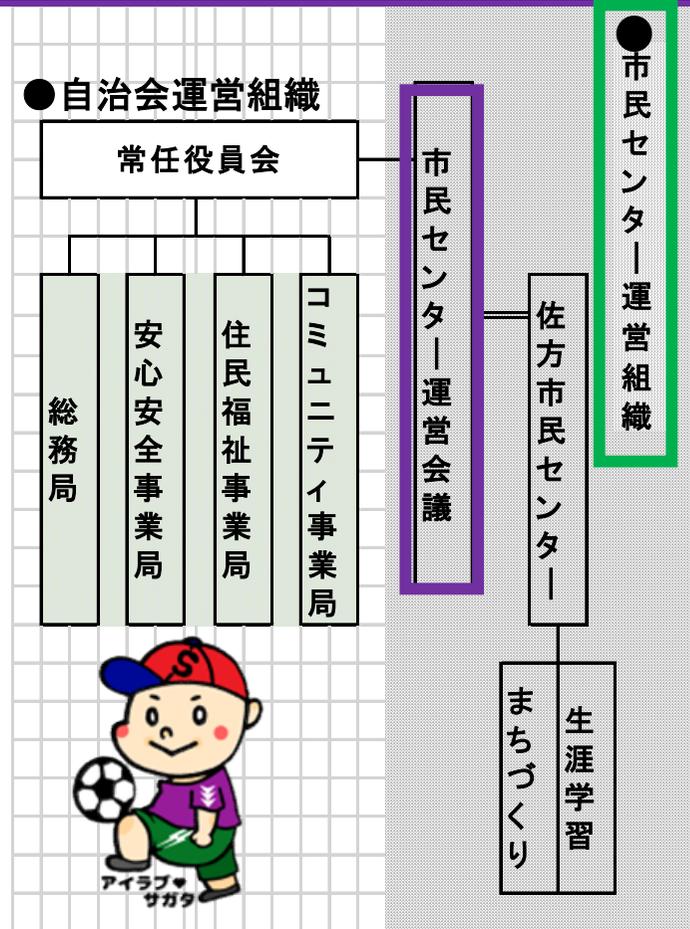
H21/3	市民センターが完成 ・ 建設にあたり地域としての参画にいたった。 (自治会を含む各種団体等をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ地域の意見を積極的に市に提案した)
H21/12～	市から自治会に対して、指定管理者制度による公民館（市民センター）の管理運営の打診あり受諾して検討にはいった。
H23/10～	2年間の佐方地区内での合意形成を進めてきて臨時総会を開催し、承認の上、指定管理者指定申請書を提出した。
H24年度～	従来の社会教育の場であるとともに、「 <u>地域づくりの拠点</u> 」とすることを新たな目標とし、第一期目の運営管理がスタート！

<p>H27年度 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期目も下記「市民センター」の役割を活用することで継続して運営管理を受ける ●指定管理制度における「市民センター」の役割は、自治会の管理業務とあわせて、各種情報の収集・発信の場、人と人との交流の場、行政情報提供の場、地域課題の受付の場など、多くの住民が気軽に集まる場になるよう改善・工夫して、生涯学習及びまちづくりの拠点として、「<u>住みよい佐方</u>」を創出する施設といえる。
<p>H30年度 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一期目、二期目の取り組み状況からみても指定管理者制度による管理が十分持続できると判断し、第三期目も指定管理者である自治会の管理運営と管理組織である市民センターの運営の連携向上を目指し、指定管理を受ける。
<p>R3年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センターの地域での運営は自治会設立趣旨の大きな目標であり、「人づくり」「地域づくり」「絆づくり」を目指した第四期指定管理をスタート。（R3年度～R7年度の5年間）

1. 自治会と市民センターの管理運営組織の関係～指定管理業務の概要～

- ①市民センターの管理運営を行うために必要な基本的事項は、自治会の総会において審議決定し、毎月1回定例の「佐方市民センター運営会議」で協議し決定している。
- ②市民センターの管理運営は、指定管理者である自治会の管理の下に市民センターが行う。
- ③市民センターの運営組織は、自治会が雇用する職員(自治会関係者含む)をもって組織し、「市民センター所長」の基に柔軟で効率的な組織体制とし、市民センターの総括的な業務と、協働のまちづくり事業を遂行する。また、佐方地区の多くの事業を展開している自治会の4局との連携の下に、一体となって事業の推進にあたる。

市民センター管理運営組織



2. 管理運営の基本～指定管理業務の概要～

●市民センター事業(生涯学習施設)を基本としながら、自治会が指定管理者としての創意工夫をはかると共に、自治会と市民センターは、より連携を密にして、市民センターが地域づくりの拠点になるよう、各種情報の収集・発信の場、人と人との交流の場、行政情報提供の場、地域課題の受付の場など、多くの住民が気軽に集まる場になるよう取り組んでいます。

●公の施設の原則である「平等・公平性の確保」について、利用者である地域住民に平等・公平な利用の機会をこれまでと変わることなく提供しております。



3. 事業内容について～指定管理業務の概要～

ア 生涯学習事業の推進

- ・ 自主活動グループの支援や乳幼児から高齢者まで、幅広い年齢層の住民が参加できる主催事業等を推進している。

イ 協働のまちづくり事業(4つの柱)の推進

① 防災事業

- ・ 市民センターを拠点とした佐方地区の防災事業は、自治会と市民センターの協働の下に避難所生活訓練や避難所の快適な環境改善を図ったり、避難行動要支援者避難支援制度の取組など地域課題に取り組んでいる。



② 子育て支援・子ども教室事業

- ・ 児童が安心して安全な環境の下で個性の伸長や学習の定着を図る場を提供し持続可能な事業を推進するとともに市民センター主催等の子育て支援事業についても地域の特技や技能をお持ちの方の協力を得て、指導していただく事業を目指している。



③ 「住みやすい佐方」の創出事業

- ・ 子どもの安全確保や維持管理事業の維持・拡大等、「住みやすい佐方」を創出させるために、市民センターを拠点とした人材育成を図っている。



④ 情報収集・発信事業

- ・ 佐方市民センターホームページの活用や市民センターだよりの「広報さがた」などを活用し市民センターに集められた地域の課題やニーズ等について、地区の住民へ情報を提供している。



指定管理のメリットを生かして

3期9年間の佐方市民センターの指定管理を原動力に、4期目の指定を受け、市民センターを拠点としたまちづくりチャレンジに挑戦するプログラムがスタートした。

- 常駐している市民センターというメリットを活かし、「持続可能な地域の総合管理システムの構築」の第1ステップとして「集会所の管理」に取り組んでいる。

※令和3年12月4日 畑口寺田線が開通し、佐方地区東西交流の賑わいが創出され、鴨原踏切の慢性的な交通渋滞が解消された。



持続可能な地域の総合管理システムの構築(STEP 1 : 集会所管理)

【背景・住民ニーズ・実現したいこと】

- ・ 集会所の管理は、予約から鍵の受渡し、支払等による管理人個人の負担が重く、なり手がいない。
 - ・ 市民センターを拠点としたインターネット等を利用する集会所管理により、これまで以上に利用者の利便性の向上を図り、公平に利用してもらえるようになる。
 - ・ 約1,000m²の地区面積があり、かつ斜面の多い佐方地区には現在災害時の避難場所が1つしかない。集会所の管理が効率的に行えるようになれば、一時避難所としても活用を期待でき、住民の安心感につながる。
- この事業の創意工夫の点としては、町内会長や管理人の声等をヒントに、管理人の負担の軽減と、IT機器の導入による効果的効率的な管理体制を整え、これを継承するしくみを構築すること。

工事前の集会所

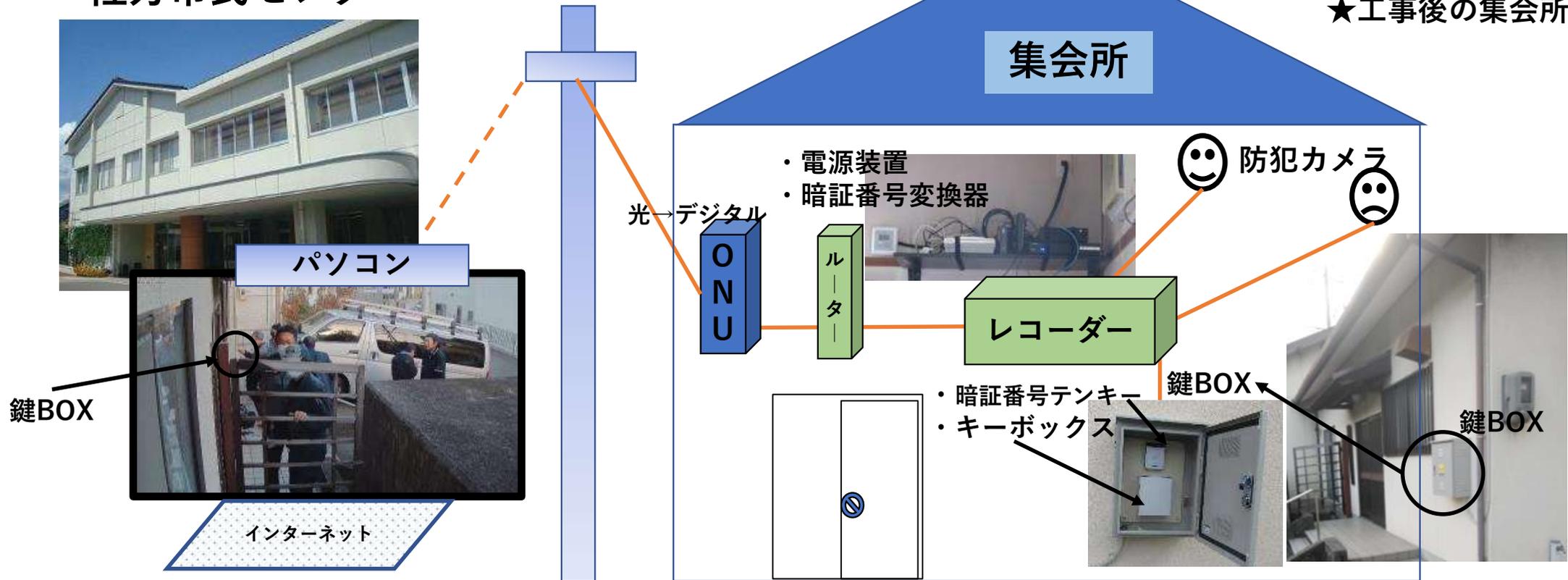


集会所管理の概要

●市民センターと集会所の遠隔管理（防犯カメラ、暗証番号付きスマート鍵ボックス等を整備し、インターネット等で管理ができる体制）を整える。

佐方市民センター

★工事後の集会所



まちづくりチャレンジ応援補助金申請までの流れ

< 令和3年6月29日に企画提案書を提出し8月1日の審査会でのプレゼンの実施を踏まえ >

- ・ 5月13日に第1回プロジェクトチーム(当初8名)を発足し、令和4年1月11日の第18回となる会合を重ね、必要に応じて自治会の常任役員会、町内会や市とも協議してきた。また、市からの偶然の紹介により知り合ったITに長けた次世代を担う若者にも協力いただき進めている。
- ・ 12月8日には、市民センターと集会所の遠隔管理の工事が完了し、12月21日に市民センターにおいて集会所の防犯カメラで撮影された画像をインターネットで確認できるようになった。
- ・ 町内会の最終確認を経て、令和4年4月1日から自治会管理運営が開始予定。

< 難しかった点 >

- ・ 離れた集会所の使用者の利便性を極力、低下させない申請、支払方法。
なお、鍵の管理は、**暗証番号付きスマート鍵ボックスと防犯カメラで対応済み**

< 今後の抱負 >

- ・ このインターネット機能を持つ集会所の分散避難場所としての活用を図ること。
2月20日(日)：インターネットを利用した防災訓練の予定（購入した発電機、投光器のテスト含む）

